

県の公の施設の概要

[平成22年7月1日] (単位:千円)

施設名等 (所在地・電話)	設置目的	施設概要	休館日及び 開館時間	業務概要	根拠条例	現行の管理団体・組織 体制	管理経費(支出ベース) (H22当初予算額)	所管部局・ 課名(電話)
1)夢みなとタワー (境港市竹内団地255 電話0859-47-3800)	本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光に資する。	・敷地面積:11,374㎡ ・延床面積:8,456㎡ ・施設内容:展示室及び展示室、多目的ホール、会議室、みなとまち商店街 ○使用料あり	・休館日:毎月第2水曜日 ・開館時間 [展示室、展示室及び物産観光センター] 9時～18時(4月～9月)、9時～17時(10月～3月) [多目的ホール・会議室] 9時～22時	・施設設備の維持管理 ・展示物の保全 ・利用者の応接 県所有部分のうち、1階みなとまち商店街部分は境港市、その他の部分は指定管理者	鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例	・指定管理者:鳥取県観光事業団 (指定期間:H21.4.1～H26.3.31) ・職員数:13人(うち正職員3人)	○経費:139,081 ・人件費:36,172 ・管理費:102,909	文化観光局 文化政策課 (0857-26-7839)
2)とっとり花回廊 (西伯郡南部町鶴田110 電話0859-48-3030)	県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資する。	・敷地面積:596,901.47㎡ ・建築面積:16,051.93㎡ ・施設内容:回廊、レストラン管理棟、フラワードーム、西館、北館、東館、南館、花きセンター、峠の茶屋、変電所、木の館、杉の館ほか ○使用料あり	・休園日:12月から3月までの火曜日(休日に当たる時は、その直後の休日でない日。1月1日から同月3日までの火曜日並びに3月の最終火曜日及びその直前の火曜日を除く。)、12月26日から同月31日 ・開館時間:午前9時～午後5時(1月から3月まで及び12月は、午前9時～午後4時30分)	・施設設備の維持管理(花壇等の植栽管理を含む) ・展示物の保全 ・入場券に関すること ・利用者の応接 ・利用促進及び施設の設置目的を達成するための事業	鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(財)鳥取県観光事業団 (指定期間:H18.4.1～H23.3.31) ・職員数:104人(うち正職員31人)	○経費:616,796 ・人件費:278,569 ・管理費:338,227	農林水産部 生産振興課 (0857-26-7281)
3)鳥取二十世紀梨記念館 (倉吉市駄経寺町198-4 電話0858-23-1174)	梨に関する産業、歴史及び文化への県民の理解を深めるとともに、観光及び果樹の振興に資する。	・敷地面積:4,301.00㎡ ・建築面積:4,682.41㎡ ・施設内容:展示室、ものがたり劇場、シアター、キッチンギャラリー、梨ガーデン ○使用料あり	・休館日:第1、第3、第5月曜日(休日に当たるときはその直後の休日でない日)、年末年始(12月29日から1月3日まで) ・開館時間:午前9時～午後5時(7月の第3週から8月末までは午前9時～午後7時)	・施設設備の維持管理 ・展示物の保全及び植栽管理 ・利用者の応接 ・利用促進及び施設の設置目的(観光及び果樹の振興)を達成するための事業など	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(財)鳥取県観光事業団 (指定期間:H21.4.1～H26.3.31) ・職員数:19人(うち正職員5人)	○経費:95,631 ・人件費:45,316 ・管理費:50,315	農林水産部 生産振興課 (0857-26-7281)
4)みなとさかい交流館 (境港市大正町215 電話0859-42-3705)	環日本海時代の対岸諸国との窓口となるべきシンボリックな施設として、入港船舶の乗組員や隠岐汽船の旅客、一般県民等幅広い人々に海を通じた出会いと交流の場を提供するとともに、対岸諸国の情報や鳥取県内の観光案内等の情報発信機能をもつ施設として設置する。	・敷地面積:2,301㎡ ・延床面積:3,919㎡ ・施設内容:1階 隠岐汽船チケットカウンター、観光案内、レストラン、売店 2階 マリンプラザ21,フェリーのりば 3階 境港管理組合、会議室(1室) 4階 境港ポートサウナ ○使用料あり:会議室のみ	・休館日:マリンプラザ 12月29日～翌年1月3日 会議室 土曜日、日曜日、休日、12月29日～翌年1月3日 ・開館時間 マリンプラザ 午前8時30分～午後5時 会議室 午前8時30分～午後5時	・施設設備及び展示物の保全 ・会議室の利用の許可 ・交流館の利用者の受付・案内	鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:境港管理組合 (指定期間:H21.4.1～H26.3.31) ・職員数:3人	○経費:56,188 ・人件費:5,628 ・管理費:50,560	県土整備部 空港港湾課 (0857-26-7348)
5)みなと温泉館 (境港市竹内団地255-5 電話0859-47-3870)	竹内団地内で湧出した温泉を有効に活用し、同団地の分譲の促進に資する。	・敷地面積:4,019.84㎡ ・建築面積:420.75㎡ ・施設内容:温泉館、ポイラー室、男・女浴場、男・女露天風呂、サウナ風呂 ○使用料あり	・休館日:第2水曜日(8月除く) ・開館時間:(平日)午後0時～10時、(土日祝日及び繁忙期)午前10時～午後10時 *繁忙期:ゴールデンウィーク(4/29～5/5)、盆(8/7～8/15)、年始(1/2～1/3) *年末年始(12/31・1/1)の営業時間短縮 午前10時～午後9時	・利用者等の応接 ・維持管理 ・入浴料金徴収事務 ・その他温泉館全てに付帯する事務	鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例	・指定管理者:鳥取県ビルメンテナンス協同組合 (指定期間:H20.4.1～H23.3.31) ・職員数:7人	○経費:42,221 ・人件費:8,658 ・管理費:33,563 (県からの委託料などの支出はない。)	企業局経営 企画課 (0857-26-7444)

県の公の施設の概要

[平成22年7月1日] (単位:千円)

施設名等 (所在地・電話)	設置目的	施設概要	休館日及び 開館時間	業務概要	根拠条例	現行の管理団体・組織 体制	管理経費(支出ベース) (H22当初予算額)	所管部局・ 課名(電話)
6)とっとり賀露か にっこ館 (鳥取市賀露町 西三丁目27-2 電話0857-38- 9669)	鳥取県を代表する水産資源であるかにを中心に多様な水生生物を展示してその生態等の紹介を行うとともに、これらの水生生物及び水産に関する体験学習の場を提供することにより、かにを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって鳥取県の観光及び水産の振興に資する。	・敷地面積:10,000㎡ ・建築面積・施設内容:かにっこ館・外構2,720㎡、駐車場4,900㎡、芝生広場2,380㎡、海水取水施設 ○入館料 無料	・休館日:毎週火曜日(7、8月を除く。祝日と重なる場合は、その翌日。)、1月1日及び2日 ・開館時間:午前9時～午後5時	・施設の運営、維持管理 ・カニ等の飼育 ・清掃、警備等委託 ・イベントの企画、実施	鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数:7人(うち正職員2人)	○経費:34,413 ・人件費:16,943 ・管理費:17,470	農林水産部 水産振興局 水産課 (0857-26-7309)
7)大山自然歴史館 (西伯郡大山町 大山43 電話0859-52- 2327)	大山地域の自然、歴史、文化に関する資料を展示して、その魅力を県内外に発信し、自然を大切にすることを育む。	・鉄筋コンクリート造2階建 ・延べ床面積802㎡ ○入館料無料	・原則年中無休 ・開館時間: (夏季)7月21日～8月20日 午前9時～午後6時30分 (その他の時期) 午前9時～午後5時	・館の企画、運営、維持管理 ・自然講座 ・芸術・文化講座 ・ワークショップ ・企画展 ・大山地域に関する最新情報の提供	鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数:4人(正職員2人)	○経費38,152 ・人件費:21,426 ・管理費:10,846 ・歴史館事業:5,880	西部総合事務所県民局 大山自然歴史館 (0859-52-2327)
8)氷ノ山自然ふれあい館 (若桜町つくよね 電話0858-82- 1620)	国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることを育む。	・敷地面積:12,645㎡ ・建築延床面積:2,759㎡ ・主な内容:夜の森のジオラマ等展示室、会議室、実習室ほか ○入館料 無料	・休館日:4月～9月:毎週月曜日(夏休み期間は無休)、10月～11月:毎週月曜日～火曜日、12月～3月:毎週月～水曜日、12月29日～1月3日 ・開館時間:午前9時～午後5時	・館の運営全般 ・自然観察会の実施 ほか	鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(財)鳥取県観光事業団 (指定期間:H21.4.1～H26.3.31) ・職員数:5人(うち正職員4人)	○経費:48,493 ・人件費:22,736 ・管理費:25,757	生活環境部 公園自然課 (0857-26-7200)
9)とりぎん文化会館(県民文化会館) (鳥取市尚徳町1 01-5 電話0857-21- 8700)	県民の文化の振興を図る	・敷地面積:29,593㎡ ・延床面積:19,515㎡ ・施設内容:梨花ホール1(2,000席)、小ホール1(500席)、展示室1、リハーサル室1、練習室4、会議室8ほか ○使用料あり	・休館日:毎月第2、4、5月曜日(ただし、月曜日が国民の祝日にあたる場合は、その翌日の休日でない日)、1月1日～3日及び12月29日～31日 ・開館時間 午前9時～午後10時	・施設設備の維持管理 ・利用者の応接 ・県民文化会館、公文書館、図書館用駐車場の管理 ・施設の目的を達成するための事業	鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(財)鳥取県文化振興財団 (指定期間:H21.4.1～H26.3.31) ・職員数:29人(うち正職員20人)	○経費:305,690 ・人件費:134,994 ・管理費:149,307 ・文化事業費:21,389	文化観光局 文化政策課 (0857-26-7839)
10)倉吉未来中心 (倉吉市駄経寺 町212-5 電話0858-23- 5390)	人と人との交流を促進し、地域の活性化を図る	・敷地面積:9,590㎡(鳥取県男女共同参画センターを含む) ・延床面積:15,000㎡ ・施設内容:大ホール1(1,500席)、小ホール1(310席)、セミナールーム(9室) ○使用料あり	・休館日:毎月第1、3、5月曜日(ただし、月曜日が国民の祝日にあたる場合は、その翌日の休日でない日)、1月1日～3日及び12月29日～31日 ・開館時間:午前9時～午後10時	・施設設備の維持管理 ・利用者の応接 ・施設の目的を達成するための事業	鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例	・指定管理者:(財)鳥取県文化振興財団 (指定期間:H21.4.1～H26.3.31) ・職員数:21人(うち正職員15人)	○経費:218,228 ・人件費:81,505 ・管理費:136,723	文化観光局 文化政策課 (0857-26-7839)
11)米子コンベンションセンター (米子市末広町2 94 電話0859-35- 8111)	国内外との学術、情報、技術、文化等の交流を促進し、地域の経済の発展と文化の振興を図る。	・敷地面積:17,661㎡ ・延床面積:18,595㎡ ・施設内容:多目的ホール1(2,000席)、小ホール1(300席)、国際会議場1(400席)=米子市施設、会議室8 ○使用料あり	・休館日:12月29日から翌年1月3日 ・開館時間:午前9時～午後10時	・施設設備の維持管理 ・利用者の応接 ・その他これらの事務に付随する業務 (消費生活センター、男女共同参画センター、県が使用許可している部分を除く)	鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(財)とっとりコンベンションビューロー (指定期間:H21.4.1～H26.3.31) ・職員数18人	○経費:283,184 ・人件費:87,821 ・管理費:195,363	文化観光局 文化政策課 (0857-26-7839)

# 県の公の施設の概要

[平成22年7月1日] (単位:千円)

施設名等 (所在地・電話)	設置目的	施設概要	休館日及び 開館時間	業務概要	根拠条例	現行の管理団体・組織 体制	管理経費(支出ベース) (H22当初予算額)	所管部局・ 課名(電話)
12)童謡館 (鳥取市西町3-202 電話0857-22-7070)	童謡・唱歌等を通じて、 特色ある地域文化の振 興に資する。	・敷地面積:3,412.55㎡ ・延床面積:5,923㎡ ・施設内容:展示室(童謡、お もちゃ、企画)、ライブラリー、 レストスペース、屋上庭園、 イベントホール ○使用料あり	・休館日:第3水曜日、12月29 日～翌年1月1日 ・開館時間:午前9時～午後5時 (ただし、平成22年4月29日～ 5月5日、7月31日～8月16日 は、午前9時～午後6時)	・施設設備の維持管理 ・展示物の保全 ・利用者の応接 ・施設の目的を達成するため の事業	鳥取県立童謡館の 設置及び管理に関 する条例	・指定管理者:(財)鳥取 童謡・おもちゃ館 (指定期間:H21.4.1 ～H26.3.31) ・職員数:19人(うち正 職員14人)	○経費:94,254 ・人件費:35,298 ・管理費:33,944 ・文化事業費:25,01 2	文化観光局 文化政策課 (0857-26- 7839)
13)東郷湖羽合 臨海公園(引地 地区:燕趙園とそ の周辺) (東伯郡湯梨浜 町 電話0858-32- 2180)	鳥取県中部地域の観 光の拠点施設として、ま た鳥取県と中国河北省 との友好のシンボルと して、鳥取県の観光の 振興を図る。	・敷地面積:7.4ha ・施設内容 中国庭園燕趙園、集粹館、ほ たん園、多目的広場、お食事 処「燕趙園」、お買物処「燕趙 園」ほか ○使用料あり	・休園日:12月～3月の第4火曜 日(祝日の場合は翌日) ・利用時間 中国庭園燕趙園 午前9時～午 後5時(7月・8月の土・日・祝日 は午後9時まで) お食事処「燕趙園」 午前9時30 分～午後5時 お買物処「燕趙園」 午前9時30 分～午後5時	・施設の日常管理全般 ・有料施設の利用申込 ・使用料の受領 ・イベントの実施 ほか	都市公園条例	・指定管理者:(財)鳥取 県観光事業団 (指定期間:H21.4.1 ～H26.3.31) ・職員数:13人(うち正 職員5人)  飲食施設及び売店【追 加指定】 ・指定管理者:(財)鳥取 県観光事業団 (指定期間:H22.7.1 ～H26.3.31) ・職員数:16人(うち正 職員4人)	○経費:121,641 ・人件費:39,133 ・管理費:82,508  飲食施設及び売店【追 加指定】 ○経費:100,001 ・人件費:33,979 ・管理費:66,022	生活環境部 公園自然課 (0857-26- 7369)
14)東郷湖羽合 臨海公園(引地 地区以外) (東伯郡湯梨浜 町 電話0858-32- 2189)	広域公園として、県民 のレクリエーション活動 の振興を図ることによ り、県民の心身の健康 増進を図る。	・敷地面積:54.3ha ・施設内容 (藤津地区)あやめ池、テニス コート、多目的広場、あやめ 池スポーツセンター、ゲート ボール場、東郷湖カヌーセン ター (浅津地区)ピクニック広場、 管理事務所、ゲートボール場 (長瀬地区)自転車歩行者 道、遊具広場 (南谷地区)テニスコート、ピ クニック広場、屋根のある多 目的広場、カヌー練習場 (宇野地区)キャンプ場、ピク ニック広場 (長和田地区)芝生広場、ク ローバー広場、休憩所棟 ○使用料あり	・休園日:12/29～1/3及び7月・ 8月を除く毎月第3火曜日(祝日 の場合は翌日) ・利用時間: 午前9時～午後10時(あやめ 池スポーツセンター、東郷湖カ ヌーセンター、屋根のある多目的 広場、照明施設のあるテニス コート) 午前9時～午後6時(4/1～ 9/30は午後7時、照明施設のな いテニスコート)	・施設の日常管理全般 ・有料施設の利用申込 ・使用料の受領 ・体験学習会の開催 ほか	都市公園条例	・指定管理者:(財)鳥取 県観光事業団・株式会 社チュウブ共同企業体 (指定期間:H21.4.1 ～H26.3.31) ・職員数:21人(うち正 職員3人)	○経費:122,115 ・人件費:35,505 ・管理費:86,610	生活環境部 公園自然課 (0857-26- 7369)

県の公の施設の概要

[平成22年7月1日] (単位:千円)

施設名等 (所在地・電話)	設置目的	施設概要	休館日及び 開館時間	業務概要	根拠条例	現行の管理団体・組織 体制	管理経費(支出ベース) (H22当初予算額)	所管部局・ 課名(電話)
15) コカ・コーラウ エストスポーツ パーク(布勢総合 運動公園) (鳥取市布勢 電話0857-28- 7221)	広域の総合運動公園として、高度な施設機能を確保の上、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的施設の役割を果たすことにより、県民の心身の健康増進を図る。	・敷地面積:52.4ha ・施設内容:陸上競技場、補助競技場、野球場、テニスコート、県民体育館、球技場、多目的広場、遊具広場ほか ○使用料あり	・休園日:12/29~1/3(県民体育館は毎月第3火曜日も休館) ・利用時間: 午前9時~午後5時(照明施設のないテニスコート、多目的広場) (4/1~9/30は午後7時) 午前9時~午後9時(陸上競技場、補助競技場、野球場、球技場、照明施設のあるテニスコート) 午前9時~午後10時(県民体育館)	・施設の日常管理全般 ・有料施設の利用申込 ・使用料の受領 ・スポーツ・レクリエーション活動の振興 ほか	都市公園条例	・指定管理者:(財)鳥取県体育協会 (指定期間:H21.4.1~H26.3.31) ・職員数:20人(うち正職員14人)	○経費:334,576 ・人件費:62,037 ・管理費:272,537	生活環境部 公園自然課 (0857-26-7369)
16) 鳥取駅前風 紋広場 (鳥取市東品治 町 電話0857-20- 3648)	ゆとりとうるおいのある豊かな生活を実現するため、都市の緑とオープンスペースを整備する。	・敷地面積:2,448.13㎡ ・施設内容:モニュメント1基、カリヨンアーチ1基、ガラスのコロネード16基、周辺緑地 ○使用料 無料 ※集会等で占用する場合は有料	・年中無休	・利用者の応接、指導 ・安全管理 ・園路広場等の清掃、植物の管理育成委託	都市公園条例	直営:東部総合事務所 生活環境部建築住宅課 ・職員数:2人(うち正職員2人)	○経費:2,124 ・管理費:2,124 (県職員人件費は他業務と兼務のため計上していない)	生活環境部 公園自然課 (0857-26-7369)
17) 米子駅前だ んだん広場 (米子市明治町 電話0859-31- 9756)	ゆとりとうるおいのある豊かな生活を実現するため、都市の緑とオープンスペースを整備する。	・敷地面積:3,046㎡ ・施設内容:時計塔1基、スポットライト4基、星座盤1基、照明灯8基 ○使用料 無料 ※集会等で占用する場合は有料	・年中無休	・利用者の応接、指導 ・安全管理 ・園路広場等の清掃、植物の管理育成委託	都市公園条例	直営:西部総合事務所 生活環境部建築住宅課 ・職員数:2人(うち正職員2人)	○経費:1,431 ・管理費:1,431 (県職員人件費は他業務と兼務のため計上していない)	生活環境部 公園自然課 (0857-26-7369)
18) とっとり出 合いの森 (鳥取市桂見29 3 電話0857-31- 3930)	県民に森林とのふれあいの場を提供し、自然観察、野外活動等を通じて森林に対する理解を深めるとともに、広く県民の保健及び休養に資する。	・敷地面積:77ha ・施設内容:センター施設管理棟、展示館、倉庫、管理作業舎 ○使用料 無料	・休園日:12月29日~1月3日 ・開園時間:午前9時~午後5時(7月・8月は午後6時まで)	・施設の施錠、点検、監視、窓口案内 ・施設警備、植栽木管理、森林整備委託 ・汚水処理施設、電気工作物、ポンプ施設、消防施設等保守点検委託	鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(株)谷尾樹楽園 (指定期間:H21.4.1~H26.3.31) ・職員数:4人(うち正職員3人)	○経費:39,500 ・人件費:11,230 ・管理費:28,270 (人件費は非常勤・賃金職員分を計上。)	農林水産部 森林・林業総室 (0857-26-7304)
19) 二十一世紀 の森 (鳥取市河原町 稲常 電話0858-85- 2511)	次代を担う青少年に森林における自然観察、体験学習等の場を提供し、森林及び林業に対する理解を促進するとともに、広く県民の保健及び休養に資する。	・敷地面積:36.5ha ・施設内容: ○使用料 無料	・森林学習展示館 休館日:12月29日~1月3日 開館時間:午前9時~午後4時30分 ・林業技術工芸実習館 休館日:土・日・祝日閉館(ただし、事前申し込みにより臨時開館します。) 開館時間:午前9時~午後4時30分 ・21世紀の森 開放	・施設の施錠、窓口業務 ・森林整備 ・施設警備、汚水処理施設保守点検	鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数:3人(うち正職員1人)、非常勤職員	○経費:2,654 ・人件費:785 ・管理費:1,869 (人件費は非常勤職員分を計上。県正職員人件費は他業務と兼務であるため、計上していない。)	農林水産部 森林・林業総室 (0857-26-7304)

県の公の施設の概要

[平成22年7月1日] (単位:千円)

施設名等 (所在地・電話)	設置目的	施設概要	休館日及び 開館時間	業務概要	根拠条例	現行の管理団体・組織 体制	管理経費(支出ベース) (H22当初予算額)	所管部局・ 課名(電話)
20)むきばんだ史跡公園 (西伯郡大山町妻木1115-4 電話0859-37-4000)	妻木晩田遺跡を歴史遺産として次世代に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図ることにより、県民の文化向上に資する。	・敷地面積:152ha ・延床面積:748㎡ ・施設内容:妻木晩田遺跡、ガイダンス施設、復元建物他 ○入館料 無料 ○ガイダンス施設内の体験学習室を占有する場合は使用料あり。	・休館日:第4月曜日(祝日は、その直後の休日でない日)、年末年始(12月29日~1月3日) ・開場時間:午前9時~午後5時(入場は午後4時30分まで) ※7、8月 午前9時~午後7時(入場は午後6時30分まで)	・遺跡の維持管理、発掘調査及び整備 ・遺跡の普及啓発、情報発信(各種イベントの実施等)	鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数 16名	○経費:77,934 ・人件費:18,588 ・管理費:59,346	教育委員会 文化財課 (0857-26-7934)
21)鳥取砂丘こどもの国 (鳥取市浜坂1157-1) 電話番号 0857-24-2811)	自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、児童の健全な育成に資すること。	・敷地面積:193,315㎡ ・建築面積:6,909㎡ ・施設内容:キャンプ場、管理棟、そうぞう館、多目的ホール、砂の工房、木工工房、レストラン、子ども広場・大通り、レールトレインほか ○使用料あり	・休館日:第2水曜日(第2水曜日が休日と重なる場合はその翌日。ただし8月を除く。)、12月29日~1月1日 ・開園時間:午前9時~午後5時まで(但し入園は4時30分まで)	・施設の維持管理 ・展示物の保全 ・利用者の応接 ・入場券に関する事 ・施設の設置目的を達成するための事業	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(財)鳥取県観光事業団 (指定期間:H21.4.1~H26.3.31) ・職員数:17人(うち正職員6人)	○経費:136,615 ・人件費:67,694 ・管理費等:68,921	福祉保健部 子育て支援 総室(0857-26-7868)
22)障害者体育センター (鳥取市湖山町西3丁目113-2 電話0857-28-5161)	障がい者の体育活動を推進して福祉の増進を図る。	・敷地面積:2,277.13㎡ ・建築面積:992.65㎡ ・施設内容:バスケットボール1面、テニス1面、バレーボール2面、バドミントン3面、卓球4面 ○使用料あり	・休館日:毎週月曜日(月曜日が祝日のときはその直後の木曜日)、第3火曜日(その日が祝日のときはその直後の火曜日)、12月29日~1月3日 ・開館時間:午前9時~午後9時	・施設設備の維持管理	障害者体育センターの設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(社福)鳥取県厚生事業団 (指定期間:H21.4.1~H26.3.31) ・職員数:6人(うち正職員3人)	○経費:6,823 ・人件費:3,837 ・管理費:2,986	福祉保健部 障がい福祉課 (0857-26-7193)
23)皆成学園(倉吉市みどり町3564-1 電話0858-22-7188)	知的障がいのある児童を入所させて、これを保護することともに、独立自活に必要な知識技能を与えること及び自閉症等の特有な発達障害のある者に対する専門的な支援を目的とする。	・敷地面積:38,529.19㎡ ・建築面積:5,750.27㎡ ・施設種別:知的障害児施設 ・定員:65名、短期入所8名 ○自己負担額あり	・年中無休	・施設設備の保全 ・入所児の療育及び必要な指導訓練 ・短期入所、日中一時支援事業(知的障がいのある児童) ・児童デイサービス(発達障がいのある児童) ・発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援・発達支援等	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数:70人(うち正職員58人)	○経費:598,279 ・人件費:490,141 ・管理費:108,138	福祉保健部 子ども発達支援課 (0857-26-7865)
24)鹿野かちみ園 (鳥取市鹿野町今市1078 電話0857-84-2033)	障がい者の施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。	・敷地面積:41,646.52㎡ ・建築面積:3,929.05㎡ ・施設種別:障害者支援施設 ・定員:入所70名、短期入所2名 ○自己負担額あり	・年中無休	・施設設備の維持管理 ・入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練 ・要介助高齢知的障がい者支援の県下のモデル施設としての重点的かつ先導的な取組	鳥取県社会福祉施設の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(社福)鳥取県厚生事業団 (指定期間:H21.4.1~H26.3.31) ・職員数:48人(うち正職員数38人)	○経費:231,155 ・人件費:172,623 ・管理費:58,532	福祉保健部 障がい福祉課 (0857-26-7193)
25)鹿野第二かちみ園 (鳥取市鹿野町寺内102 電話0857-84-3267)	障がい者の施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。	・敷地面積:(鹿野かちみ園に含まれる) ・建築面積:4,188.75㎡ ・施設種別:障害者支援施設 ・定員:入所70名、短期入所3名 ○自己負担額あり	・年中無休	・施設設備の維持管理 ・入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練 ・強度行動障がい者支援の県下のモデル施設としての重点的かつ先導的な取組	鳥取県社会福祉施設の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(社福)鳥取県厚生事業団 (指定期間:H21.4.1~H26.3.31) ・職員数:46人(うち正職員33人)	○経費:214,430 ・人件費:161,545 ・管理費:52,885	福祉保健部 障がい福祉課 (0857-26-7193)

県の公の施設の概要

[平成22年7月1日] (単位:千円)

施設名等 (所在地・電話)	設置目的	施設概要	休館日及び 開館時間	業務概要	根拠条例	現行の管理団体・組織 体制	管理経費(支出ベース) (H22当初予算額)	所管部局・ 課名(電話)
26) 皆生尚寿苑 (米子市新開1丁目5-15 電話0859-33-9310)	居宅において養護を受けることが困難な老人を入所させ、養護すること	・敷地面積: 8,997㎡ ・建築面積: 4,410.01㎡ ・施設種別: 養護老人ホーム ・定員: 140名 ○自己負担額あり	・年中無休	・施設整備の保全 ・入所者の養護に関すること	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例	・指定管理者: (社福)鳥取県厚生事業団(指定期間: H21. 4. 1 ~ H26. 3. 31) ・職員数: 35人(うち正職員27人)	○経費: 283, 717 ・人件費: 155, 066 ・管理費: 53, 292 ・事業費: 75, 359	福祉保健部 長寿社会課 (0857-26-7178)
27) 総合療育センター (米子市上福原七丁目13-3 電話0859-38-2155)	肢体不自由のある児童を入所させてこれを保護・治療するとともに、外来児の療育も行いながら、障がい児の自立支援をすることを目的とする。	・敷地面積29,133.12㎡ ・延床面積7,885.13㎡ ・施設種別: 肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、肢体不自由児通園施設 ・定員: 肢体入所25名、重心入所25名、肢体通園30名、重心通園6名、短期入所6名、保険入院5名 ○自己負担額あり	・年中無休	・施設設備の保全 ・入所児及び通園児の療育及び必要な指導訓練 ・病院業務(小児科、整形外科、精神科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、歯科) ・短期入所、日中一時支援事業(肢体不自由のある児童等)	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数: 108人(うち正職員97人)	○経費: 987, 490 ・人件費: 726, 896 ・管理費: 260, 594	福祉保健部 子ども発達支援課 (0857-26-7865)
28) 鳥取療育園 (鳥取市江津260 電話0857-29-8889)	肢体不自由児を家庭から日々通わせ、機能回復のための専門的治療、訓練及び日常生活の指導を行うことにより、児童が将来社会によりよく、適応できるよう育成することを目的とする。	・敷地面積: (借地)541.25㎡ ・延床面積: 646.63㎡ ・施設種別: 肢体不自由児通園施設 ・定員: 40名 ○自己負担額あり	・休館日: 土曜日・日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日～31日	・施設設備の保全 ・通園児の療育及び必要な指導訓練 ・診療所業務(小児科、整形外科) ・児童デイサービス(発達障がいのある児童)	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数: 21人(うち正職員18人)	○経費: 151, 244 ・人件費: 130, 290 ・管理費: 20, 954	福祉保健部 子ども発達支援課 (0857-26-7865)
29) 中部療育園 (倉吉市南昭和町15 電話0858-22-7191)	上肢、下肢又は大幹の機能の障がいのある児童を治療するとともに、独立自立に必要な知識技能を与えることを目的とする。	・敷地面積: 881.54㎡ ・建築面積: 360.93㎡ ・施設種別: 肢体不自由児通園施設 ・定員: 20名 ○自己負担額あり	・休館日: 土曜日・日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日～31日	・施設設備の保全 ・通園児の療育及び必要な指導訓練 ・診療所業務(小児科) ・児童デイサービス(肢体不自由のある児童、構音障害のある児童)	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数: 10人(うち正職員8人)	○経費: 71, 386 ・人件費: 55, 848 ・管理費: 15, 538	福祉保健部 子ども発達支援課 (0857-26-7865)
30) 精神保健福祉センター (鳥取市江津318-1 電話0857-21-3031)	精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図る。	・敷地面積: 7, 740. 59㎡、 ・延床面積: 1, 359. 80㎡ (うち精神保健福祉センター専有面積 972. 80㎡) ・施設内容: 所長室、事務室、相談室2、心理検査室、ダイルム兼食堂、茶道書道室、集団療法室、木工陶芸室、料理実習室、会議室、多目的実習室、カルチャールーム、体育室、静養室、更衣シャワー室、器具庫、資料庫、工具庫、車庫等、自転車置き場	・休館日: 土曜日・日曜日、祝日、1月2日及び同月3日並びに12月29日～31日 ・開館時間: 午前8時30分～午後5時15分	・県民の心の悩みや精神疾患等に関する相談及び精神障がい者の福祉に関する相談 ・精神保健福祉に関する知識の普及啓発 ・精神保健福祉業務従事者に対する資質向上のための教育研修・調査研究 ・精神医療審査会の事務 ・自立支援医療の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定事務 ・精神障がい者の社会復帰を促進するための業務	鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数: 11人(うち正職員10人)	○経費: 10, 271 ・管理費: 10, 271 (県正職員人件費は他業務と兼務であるため、計上していない。)	福祉保健部 健康政策課 (0857-26-7202)

県の公の施設の概要

[平成22年7月1日] (単位:千円)

施設名等 (所在地・電話)	設置目的	施設概要	休館日及び 開館時間	業務概要	根拠条例	現行の管理団体・組織 体制	管理経費(支出ベース) (H22当初予算額)	所管部局・ 課名(電話)
31)中央病院 (鳥取市江津730 電話0857-26-2271)	県民に必要な医療等を提供し、もってその福祉の増進に寄与する。	・敷地面積:57,482㎡ ・延床面積:34,177㎡ ・施設内容:本館、外来棟、腎センターほか ・診療科目等:25科、3センター ・許可病床数:431床 ○自己負担額あり	(外来) ・休診日:土曜日・日曜日、祝日、1月2日及び同月3日並びに12月29日～31日 ・診察時間:午前8時30分～午後5時 (ただし、緊急の場合は休診日並びに時間外も診療) (入院) ・年中無休	・病院業務全体 診療科:内科、神経内科、心臓内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、整形外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科、総合診療科	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例	直営 ・職員数:737人(うち正職員583人)	○経費:10,009,578 ・人件費:5,664,144 ・管理費:4,345,434	病院局総務課 (0857-26-7885)
32)厚生病院 (倉吉市東昭和町150 電話0858-22-8181)	県民に必要な医療等を提供し、もってその福祉の増進に寄与する。	・敷地面積:24,451㎡ ・延床面積:22,747㎡ ・施設内容:病棟、外来・中央診療棟、感染症病床ほか ・診療科目等:20科 ・許可病床数:304床 ○自己負担額あり	(外来) ・休診日:土曜日・日曜日、祝日、1月2日及び同月3日並びに12月29日～31日 ・診察時間:午前8時30分～午後5時 (ただし、緊急の場合は休診日並びに時間外も診療) (入院) ・年中無休	・病院業務全体 診療科:内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例	直営 ・職員数:421人(うち正職員351人)	○経費:6,533,489 ・人件費:3,427,561 ・管理費:3,105,928	病院局総務課 (0857-26-7885)
33)鳥取産業体育館 (鳥取市天神町50-2 電話0857-24-2815)	県民に体育及び集会等のための場を提供し、体育及び産業の振興並びに福祉の増進に資する。	・敷地面積:12,087.46㎡ ・延床面積:7,827.34㎡ ・施設内容:大体育館、小体育館 ○使用料あり	・休館日:第4水曜日(その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日)及び12月29日～1月3日 ・開館時間:午前9時～午後10時	・利用者の応接 ・施設設備の保全 ほか	鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(財)鳥取県体育協会 (指定期間:H21.4.1～H26.3.31) ・職員数:15人(うち正職員5人)	○経費:94,629 ・人件費:37,605 ・管理費:57,024	教育委員会事務局スポーツ健康教育課 (0857-26-7919)
34)鳥取屋内プール (鳥取市天神町50-3 電話0857-27-6882)	スポーツ(水泳)の振興と県民の心身の健全な発達に寄与する。	・敷地面積:4,007㎡ (鳥取市からの借地) ・延床面積:1,769㎡ ・施設内容:屋内プール 25m 7コース(公認)、幼児用プール、観覧席200人 ○使用料あり	・休館日:毎週水曜日(その日が休日に当たる時は、その直後の休日でない日)及び12月29日～1月3日。ただし夏休み期間中は開館。 開館時間:午前10時～午後8時	・利用者の応接 ・施設設備の保全 ほか	県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例			教育委員会事務局スポーツ健康教育課 (0857-26-7919)
35)米子産業体育館 (米子市東福原8-27-1 電話0859-35-0611)	県民に体育及び集会等のための場を提供し、体育及び産業の振興並びに福祉の増進に資する。	・敷地面積:20,925㎡ ・延床面積:8,257.93㎡ ・施設内容:大体育館、小体育館、中会議室、小会議室 ○使用料あり	・休館日:第3水曜日(その日が祝日及び休日に当たる場合は、その直後の休日でない日)及び12月29日～1月3日 ・開館時間:午前9時～午後10時	・利用者の応接 ・施設設備の保全 ほか	鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(財)鳥取県体育協会 (指定期間:H21.4.1～H26.3.31) ・職員数:9人(うち正職員4人)	○経費:57,861 ・人件費:27,679 ・管理費:30,182	教育委員会事務局スポーツ健康教育課 (0857-26-7919)

県の公の施設の概要

[平成22年7月1日] (単位:千円)

施設名等 (所在地・電話)	設置目的	施設概要	休館日及び 開館時間	業務概要	根拠条例	現行の管理団体・組織 体制	管理経費(支出ベース) (H22当初予算額)	所管部局・ 課名(電話)
36)米子屋内 プール (米子市皆生温 泉3-18-3 電話0859-34- 6750)	スポーツ(水泳)の振興 と県民の心身の健全な 発達に寄与する。	・敷地面積:14,325㎡ ・延床面積:プール棟 2,10 2㎡、管理棟 1,414㎡、ト レーニング棟 1,490㎡ ・施設内容:屋内プール 25 m 6コース、幼児用プール、 管理棟、事務室、機械室他、 トレーニング棟、トレーニング ホール ○使用料あり	・休館日:毎週水曜日(その日が 休日に当たる時は、その直後の 休日でない日)及び12月29日 ~1月3日。ただし夏休み期間中 は開館。 ・開館時間:午前10時~午後8 時 (7月~9月(夏季)のプール午前 9時30分~午後9時、7月~9 月(夏季)のトレーニングホール 午前9時~午後9時、夏季以外 午前9時~午後8時)	・利用者の応接 ・施設設備の保全 ほか	県営社会体育施設 の設置及び管理に 関する条例	・指定管理者:(財)鳥取 県体育協会 (指定期間:H21.4.1 ~H26.3.31) ・職員数:14人(うち正 職員5人)	○経費:67,545 ・人件費:30,947 ・管理費:36,598	教育委員会 事務局ス ポーツ健康 教育課 (0857-26- 7919)
37)倉吉体育文 化会館 (倉吉市山根52 9-2 電話0858-26- 4441)	県民の体育及び文化に 関する活動の推進	・敷地面積:19,720㎡ ・延床面積:体育館 5,889 ㎡、会館 2,070㎡ ・施設内容:体育館:テニス3 面、バレーボール3面、バス ケットボール2面など 会館:大研修室、中研修室、 小研修室2 他 ○使用料あり	・休館日:12月29日~1月3日 ・開館時間:午前9時~午後10 時	・利用者の応接 ・施設設備の保全 ほか	鳥取県立倉吉体育 文化会館の設置及 び管理に関する条 例	・指定管理者:(財)鳥取 県体育協会 (指定期間:H21.4.1 ~H26.3.31) ・職員数:9人(うち正職 員4人)	○経費:57,893 ・人件費:28,041 ・管理費:29,852	教育委員会 事務局ス ポーツ健康 教育課 (0857-26- 7919)
38)武道館 (米子市両三柳3 192-14 電話0859-24- 9300)	スポーツ(武道)の振興 と県民の心身の健全な 発達に寄与する。	・敷地面積:20,000㎡ ・延床面積:8,995㎡ ・施設内容:主道場(6面)観 客席955席、小道場(1)(2) (2面) 弓道場 近的12人立ち 観 覧席148席、遠的6人立ち 相撲場 屋内1面 会議室、研修室 ○使用料あり	・休館日:12月29日~1月3日 ・開館時間:午前9時~午後10 時	・利用者の応接 ・施設設備の保全 ほか	県営社会体育施設 の設置及び管理に 関する条例	・指定管理者:(財)鳥取 県体育協会 (指定期間:H21.4.1 ~H26.3.31) ・職員数:9人(うち正職 員4人)	○経費:76,172 ・人件費:28,902 ・管理費:47,270	教育委員会 事務局ス ポーツ健康 教育課 (0857-26- 7919)
39)ライフル射撃 場 (西伯郡南部町 猪小路806)	ライフル射撃競技の普 及・発展のため	・敷地面積:14,987㎡ ・建築面積:1,019㎡ ○使用料あり	・休館日:毎週月曜日及び12月 29日から1月3日 ・開場時間:午前9時~午後8時	・利用者の応接 ・施設設備の保全 ほか	県営社会体育施設 の設置及び管理に 関する条例	・指定管理者:鳥取県ラ イフル射撃協会 (指定期間:H21.4.1 ~H26.3.31) ・職員数:(協会会員:常 勤なし)	○経費:498 ・人件費:80 ・管理費:418	教育委員会 事務局ス ポーツ健康 教育課 (0857-26- 7919)
40)県民ふれあ い会館(生涯学 習センター) (鳥取市扇町21 電話0857-21- 2266)	生涯学習の振興に資す るため	・敷地面積:4,271.41㎡ ・延床面積:本館棟3,839. 21㎡、ホール棟:994.74 ㎡ ・施設内容:ホール、講義室、 パソコン研修室、大研修室、 中研修室、小研修室ほか ○使用料あり	・休館日:年末年始 ・開館時間:月曜~土曜 午前9 時~午後9時、日曜 午前9時~ 午後7時	・施設整備の保全 ・利用者の応接	鳥取県立生涯学習 センターの設置及 び管理に関する条 例	・指定管理者:(財)鳥取 県教育文化財団 (指定期間:H21.4.1 ~H26.3.31) ・職員数:10人(うち正職 員2人)	○経費:76,624 ・人件費:32,069 ・管理費:44,555	教育委員会 事務局家庭・ 地域教育課 (0857-26- 7519)



県の公の施設の概要

[平成22年7月1日] (単位:千円)

施設名等 (所在地・電話)	設置目的	施設概要	休館日及び 開館時間	業務概要	根拠条例	現行の管理団体・組織 体制	管理経費(支出ベース) (H22当初予算額)	所管部局・ 課名(電話)
41) 船上山少年 自然の家 (東伯郡琴浦町 山川807の2 電話0858-55- 7111)	自然に親しませ、自然 の中での集団宿泊訓練 を通じて少年の健全な 育成を図る。	・敷地面積:27,911㎡ ・建築面積:3,619.93㎡ ・施設内容:管理棟、宿泊 棟、体育館、キャンプ場 ・宿泊人員:200人(和室15 畳16室、和室7.5畳2室) ○使用料あり	・休所日:月曜日、国民の祝日、 12月29日から翌年1月3日ま で)	・少年の集団宿泊訓練 ・少年の野外活動並びに自然 観察及び自然探求 ・少年指導者の研修 ・その他少年の健全な育成 ・施設設備の保全 ・利用者の応接 ほか	鳥取県立青少年社 会教育施設の設置 及び管理に関する 条例	直営 ・職員数9人(うち正職 員6人)	○経費:46,245 ・人件費:22,672 ・管理費:23,573	教育委員会 事務局家庭・ 地域教育課 (0857-26- 7519)
42) 大山青年の 家 (西伯郡大山町 赤松明間原312 -1 電話0859-53- 8030)	集団宿泊訓練を通じて 青少年の健全な育成を 図る。	・敷地面積:96,583㎡ ・延床面積:3,959.61㎡ ・施設内容:大研修室、新研 修室、中研修室、小研修室 2、オリエンテーション室、体 育館、食堂、芝の広場、キャン プ場、カヌー艇庫ほか ・宿泊定員:200人(宿泊室8 人用24室、宿泊室4人用2 室) ○使用料あり	・休所日:月曜日、国民の祝日、 12月29日から翌年1月3日ま で)	・青少年の集団宿泊訓練 ・青少年の野外活動 ・青少年及び青少年指導者 の研修 ・その他青少年の健全育成 ・施設設備の保全 ・利用者の応接 ほか	鳥取県立青少年社 会教育施設の設置 及び管理に関する 条例	直営 ・職員数9人(うち正職 員6人)	○経費:58,550 ・人件費:33,041 ・管理費:25,509	教育委員会 事務局家庭・ 地域教育課 (0857-26- 7519)
43) 図書館 (鳥取市尚徳町1 01 電話0867-26- 8155)	県民の教育及び文化の 発展に寄与する。	・敷地面積:県民文化会館(と りぎん文化会館)を含む ・建築面積:8,799.39㎡ ・施設内容:一般図書室、児 童図書室、対面朗読室、児童 図書研究室、郷土資料室、環 日本海交流室、大研修室、小 研修室、特別資料展示室、市 町村貸出図書室ほか ○使用料 無料	・休館日:毎月第2木曜日及び末 日、年末年始、図書特別整理 期 間 ・開館時間:火曜日～金曜日 午前9時～午後7時(11月から 4月の間は午後6時30分まで) 土・日・月曜日、国民の祝・休 日 午前9時～午後5時	・図書の貸出及び館内閲覧 ・レファレンス(資料相談)、資 料取寄せ ・読み聞かせ、対面朗読 ・ビジネス支援、医療健康情 報、法情報サービスなどくら しに役立つ情報の提供 ・ふるさとの歴史再発見事業 など郷土に関する各種情報 発信 ・環日本海交流室を拠点とす る交流事業 ・子どもの読書活動推進 ・県内図書館(学校・市町村・ 大学)及び類縁機関への助 言・支援 ・各種セミナー、相談会、資料 展示等開催 ・「出前図書館」等による図書 館利用の普及啓発 ほか	鳥取県立図書館の 設置及び管理に関 する条例	直営 ・職員数:43人(うち正職 員25人)	○経費:461,039 ・人件費:203,314 ・管理費:257,725	図書館 (0857-26- 8155)
44) 博物館 (鳥取市東町2丁 目124 電話0857-26- 8042)	県民の教育、学術及び 文化の発展に寄与す る。	・敷地面積:14,228㎡ ・建築面積:3,576㎡ ・施設内容:常設展示室3、 特別展示室3、資料閲覧室、 講堂、会議室3、休憩室、図 書室ほか ○入館料、使用料あり	・休館日:毎週月曜日、祝日の翌 日、12月29日～翌年1月3日 ・開館時間:午前9時～午後5時、 (4～10月の企画展開催中の 土、日、祝日は午後7時まで)	・鳥取県の自然・歴史民俗・ 美術等に関する調査研究 ・県内の各博物館・美術館・ 資料館等の指導助言・連絡 調整 ・博物館施設利用者、資料閱 覧者への対応 ・企画展・常設展示等の企 画・調査研究・運営 ・施設設備の維持管理 ほか	鳥取県立博物館の 設置及び管理に関 する条例	直営 ・職員数:80人(うち正 職員26人)	○経費:460,172 ・人件費:209,768 ・管理費:250,404	教育委員会 事務局博物 館 (0857-26- 8042)

県の公の施設の概要

[平成22年7月1日] (単位:千円)

施設名等 (所在地・電話)	設置目的	施設概要	休館日及び 開館時間	業務概要	根拠条例	現行の管理団体・組織 体制	管理経費(支出ベース) (H22当初予算額)	所管部局・ 課名(電話)
45)山陰海岸学 習館 (岩美町牧谷17 94-4 電話0857-73- 1445)	県民の海洋に関する知識の普及を図るとともに、体験学習等を通じて自然を大切にすることを心がけよう。	・敷地面積:2,291㎡ ・延床面積:526㎡ ・施設内容:学習館(本体)、 体験学習室 ○入館料 無料	・休館日:毎週月曜日、祝日の翌 日、12月29日～翌年1月3日 (7月20日から8月31日までの 間は開館します) ・開館時間:午前9時～午後5時 (7月～8月の毎週土曜日は午 後6時まで)	・山陰海岸学習館に係る資料 の収集、保管、展示及び調査 研究に関すること。 ・山陰海岸学習館に係る資料 の利用の指導、助言及び普 及に関すること。	鳥取県立博物館の 設置及び管理に関 する条例	直営 ・職員数:4人(うち正職 員2名)	○経費:31,748 ・人件費:16,136 ・管理費:15,612	教育委員会 事務局博物 館 (0857-26- 8042)
46)保育専門学 院 (倉吉市南昭和 町15 電話 0858-22- 1042)	保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者を養成することを目的とする。	・敷地面積:11,220.88㎡ (倉吉総合看護専門学校と共 用) ・建築面積:2,392.11㎡ ・施設内容:教室、音楽室、 絵画工作室、コンピューター 室、栄養実習室、図書室、体 育館、寮、教務室 ○授業料あり	・休館日:土曜日、日曜日、国民 の休日に関する法律に規定する 休日、1月2日及び同月3日並び に12月29日～31日	・保育士養成に関する講義、 実習等に対する教育 ・非常勤講師の講義依頼等 の連絡調整、資料準備 ・学生の進路指導等の相談 支援、保護者との連携 ・授業料の徴収、学校施設の 管理運営	鳥取県立保育専門 学院の設置及び管 理に関する条例	直営 ・職員数:53人(うち正 職員5人)	○経費:76,951 ・人件費:37,113 ・管理費:39,838	福祉保健部 子育て支援 総室 (0857-26- 7570)
47)鳥取看護専 門学校 (鳥取市江津26 0 電話0857-29- 2407)	看護師として必要な知識及び技術を習得させ、社会に貢献し得る人材を育成する。	・敷地面積:938.3㎡(中央 病院の借地) ・延床面積:1,468.58㎡ ・施設内容:教室1～3、図書 室、看護実習室、在宅看護実 習室、研修室、情報科学室 ○授業料あり	・休館日:土曜日・日曜日、国民 の休日に関する法律に規定する 休日、1月2日及び同月3日並び に12月29日～31日	・看護師養成に関する講義、 実習、国家試験対策等に対 する教育 ・生徒の健康管理、メンタル 面での相談支援、保護者との 連携 ・学校施設・設備の管理運営	鳥取県立看護師等 養成施設の設置及 び管理に関する条 例	直営 ・職員数16人(うち正職 員10人(うち兼務職員1 人))	○経費:79,673 ・人件費:62,829 ・管理費:16,844	福祉保健部 医療政策課 (0857-26- 7190)
48)倉吉総合看 護専門学校 (倉吉市南昭和 町15 電話0858-22 -1041)	助産師・看護師として必要な知識及び技術を習得させ、社会に貢献し得る人材を育成する。	・敷地面積:11,220.88㎡ (保育専門学院と共用) ・延床面積:2,392.11㎡ ・施設内容:教室、看護実習 室、助産実習室、図書室、コ ンピューター室、体育館、寮、 教務室 ○授業料あり	・休館日:土曜日・日曜日、国民 の休日に関する法律に規定する 休日、1月2日及び同月3日並び に12月29日～31日	・助産師、看護師養成に関す る講義、実習、国家試験対策 等に対する教育 ・非常勤講師の講義依頼等 の連絡調整、資料準備 ・学生の健康管理、メンタル 面での相談支援、保護者との 連携 ・授業料の徴収、学校施設の 整備管理運営	鳥取県立看護師等 養成施設の設置及 び管理に関する条 例	直営 ・職員数:50人(うち正 職員23人(うち兼務職 員3人))	○経費:203,897 ・人件費:171,042 ・管理費:32,855	福祉保健部 医療政策課 (0857-26- 7190)
49)倉吉高等技 術専門学校 (倉吉市福庭町2 丁目1 電話0858-26 -2247)	離転職者、高卒未就職者等が職業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練の実施	・敷地面積:15,616.10㎡ ・建築面積:4,340.49㎡ ・施設内容:座学教室4、コン ピュータ室2、視聴覚室1、多 目的室1、製図室1、体育館 ○授業料あり(ただし、求職 者向けの短期課程の訓練は 無料)	・休館日:土日、祝日、開校記念 日、夏季・冬季休業日	・施設、設備の管理運営 ・職業訓練の実施 ・訓練生の募集、生活指導、 就職斡旋 ・庁舎警備、電気工作物等保 守点検委託	鳥取県立高等技術 専門校の位置、名 称等を定める条例	直営 ・職員数:29人(うち正 職員10人)	○経費:76,828 ・人件費:69,810 ・管理費:7,018	商工労働部 雇用人材総 室労働政策 室 (0857-26- 7223)
50)米子高等技 術専門学校 (米子市夜見町3 001-8 電話0859-24- 0371)	離転職者、高卒未就職者等が職業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練の実施	・敷地面積:14,148.89㎡ ・建築面積:4,686.52㎡ ・施設内容:座学教室6、コン ピュータ室3、視聴覚室1、多 目的室1、製図室1、体育館 ○授業料あり(ただし、求職 者向けの短期課程の訓練は 無料)	・休館日:土日、祝日、開校記念 日、夏季・冬季休業日	・施設、設備の管理運営 ・職業訓練の実施 ・訓練生の募集、生活指導、 就職斡旋 ・庁舎警備、電気工作物等保 守点検委託	鳥取県立高等技術 専門校の位置、名 称等を定める条例	直営 ・職員数:22人(うち正 職員9人)	○経費:82,698 ・人件費:69,062 ・管理費:13,636	商工労働部 雇用人材総 室労働政策 室 (0857-26- 7223)

県の公の施設の概要

[平成22年7月1日] (単位:千円)

施設名等 (所在地・電話)	設置目的	施設概要	休館日及び 開館時間	業務概要	根拠条例	現行の管理団体・組織 体制	管理経費(支出ベース) (H22当初予算額)	所管部局・ 課名(電話)
51) 農業大学校 (倉吉市関金町 大鳥居1238 電話0858-45- 2411)	次代の農林業を担い指導的役割を果たし得る人材を育成・確保し、及び農業者等の研修を行い、農林業の振興に資するとともに、広く農業者等の生涯学習等を推進する。	・敷地面積:179,575.87㎡ ・建築面積:14,581.87㎡ ・施設内容:座学教室5、情報処理室1、会議室1、体育館、学生寮、国際農業交流館、農業学習館 ○授業料等あり	・休業日: 土日、祝日、12月29日～翌年1月3日	・教育・研修内容の企画及び運営 ・就農研修の実施 ・ほ場の維持管理業務 ・機械設備保守、消防施設保守、樹木管理委託 他	鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数:36(うち正職員19人)	○経費:293,556 ・人件費:188,118 ・管理費:105,438	農林水産部 農業大学校 (0858-45-2411)
52) 歯科衛生専門学校 (鳥取市吉方温泉3丁目751-5 電話0857(23) 2621)	歯科衛生士の養成	・敷地面積:1,655㎡ ・建築面積:832.29㎡ ・施設内容:教室、標本室、基礎実習室、検査室、図書室、事務室、講師室、更衣室 ○授業料あり	・休館日: 土日曜、祝祭日	・歯科衛生士に関する講義、実習、国家試験対策等に対する教育 ・学校施設・設備の管理運営 ・入学・卒業に関する手続 ・教員(講師)の講義依頼等の連絡調整	鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例	直営 ・業務委託:(社)鳥取県歯科医師会 ・職員数:108人(うち正職員5人)	○経費: ・人件費:21,787 ・管理費:24,634 (経費は県歯科医師会助成金を除いた額を計上。)	福祉保健部 医療政策課 (0857-26-7811)
53) 福祉人材研修センター (鳥取市伏野 1729-5 電話 0857-59- 6331)	社会福祉にかかわる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図る。	・敷地面積:14,628.72㎡ ・延床面積:5,401.04㎡ ・施設内容:ホール(300席)、中研修室(156席)、第1小研修室(57席)、第2小研修室(57席)、学習室(24席)、ベッド・トイレ実習室、浴室実習室、調理実習室、和室実習室、多目的工作室、福祉用具展示室等 ○利用料あり	・休館日: 祝日、1月1日～同月3日及び12月29日～同月31日。ただし、上記に加えて、福祉用具展示室は日曜日、多目的工作室は日曜日及び土曜日が休館日。 ・開館時間:午前9時～午後5時(ただし、必要と認められる場合には、最大午後9時まで利用可能)	・施設設備の維持管理 ・利用者の応接	鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(社)鳥取県社会福祉協議会(指定期間:H21.4.1～H26.3.31) ・職員数:5人(うち正職員2人、当センター専任は嘱託1人)	○経費:40,999 ・人件費:4,989 ・管理費:36,010 (人件費は事務員、嘱託のみを計上。館長、事務課長代理は県社会福祉協議会業務と兼務であるため計上していない。)	福祉保健部 福祉保健課 (0857-26-7158)
54) 農村総合研修所 (倉吉市大原字 宮ノ下632-4 電話0858-22- 8228)	農村指導者等の研修のための利用に供し、農業の振興に資する。	・敷地面積:3,506㎡ ・延床面積・施設内容:研修施設1,172㎡、宿泊施設544㎡ ○使用料あり	・休館日: 土曜日及び日曜日「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、8月13日から15日、12月29日～1月3日 ・開館時間 午前8時30分～午後5時	・施設設備の保全 ・利用者の応接	鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:鳥取県農業協同組合中央会(指定期間:H21.4.1～H26.3.31) ・職員数:4人(うち正職員0人…常駐は臨時職員1人)	○経費:7,800 ・人件費2,200 ・管理費5,600	農林水産部 農政課 (0857-26-7332)
55) 公文書館 (鳥取市尚徳町1 01 電話0857-26- 8160)	歴史資料として重要な県の公文書等を保存し県民の利用に供するとともに、県政に関する情報を県民に提供し、学術及び文化の発展と開かれた県政の推進に資する。	・敷地面積:県民文化会館に含む。 ・建築面積:1,727.84㎡ ・施設内容:閲覧室、展示コーナー、視聴覚サービス室、研究室ほか ○使用料 無料	・休館日: 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日 ただし、展示コーナーは、土・日曜日も開館(月末を除く。) ・開館時間:午前9時～午後5時	・施設の維持管理 ・公文書等の収集、整理、保存 ・公文書等の閲覧、展示、調査研究	鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数:10人(うち正職員5人) ※公文書館担当職員のみを記載	○経費:69,018 ・人件費:38,401 ・事業費:30,617 ※公文書館担当関係予算のみを記載	総務部政策 法務課 (0857-26-7494)
56) 衛生環境研究所 (東伯郡湯梨浜町南谷526-1 電話0858-35- 5411)	公衆衛生・環境保全等に関する調査研究、県民の公衆衛生・環境に関する理解と自発的活動の促進を図る。	・敷地面積:10,927.84㎡ ・延床面積:5,597㎡ ・施設内容:研究棟(研究室)、管理棟(事務室、会議室、図書・展示コーナー)、別棟の3棟 ○使用料あり	・休所日: 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～翌年の1月3日(臨時に休所する場合あり) ・利用時間:午前9時～午後5時(ただし、臨時に変更する場合あり)	・衛生環境分野における調査・研究 ・学生等の総合学習等支援、出前講座 ・環境学習用図書貸出し	鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数:37人(うち正職員34人)	○経費:150 ・管理費:150 (利用可能部分の図書購入費等のみを記載。人件費は県職員兼務のため計上していない)	生活環境部 衛生環境研究所 (0858-35-5411)

県の公の施設の概要

[平成22年7月1日] (単位:千円)

施設名等 (所在地・電話)	設置目的	施設概要	休館日及び 開館時間	業務概要	根拠条例	現行の管理団体・組織 体制	管理経費(支出ベース) (H22当初予算額)	所管部局・ 課名(電話)
57)男女共同参画センター (倉吉市駄経寺町212-5 電話0858-23-3901)	男女共同参画社会を実現するため。	・敷地面積:(倉吉未来中心に含む) ・延床面積:660㎡(倉吉未来中心1階) ・施設内容:交流サロン、ミーティング室、印刷作業室、子ども室(休憩・授乳)、情報資料スペース、相談室、応接室、事務室 ○使用料 無料	・休館日:月曜日・年末年始(月曜日が祝日の場合は、その直後の平日) ・開館時間:午前9時～午後7時	・男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供、講習会の開催及び指導者の養成。 ・男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に関する相談。 ・男女共同参画社会の実現を目的とした団体及び個人の活動の拠点を提供し、相互の交流及び連携を進めること	鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例	直営 ・職員数:14人(うち正職員5人)	○経費: 82,835 ・人件費: 58,473 ・管理費: 9,494 ・事業費: 14,868	企画部男女共同参画推進課 (0857-26-7075)
58)消費生活センター(米子市末広町294、 電話0859-34-2765)	県民の消費生活の安定及び向上を図る。	○本所 ・延床面積:227.80㎡ ・施設内容:事務室、相談室、面談室、研修室、資料室、倉庫 ○使用料 無料	・休館日:年末年始、国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・開館時間:午前8時30分～午後5時	・消費生活相談業務 ・消費生活知識の普及啓発業務 ・その他消費者行政に関する業務	鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数:17人(うち正職員7人)	○経費:152,775 ・人件費:75,498 ・事業費:77,277	生活環境部消費生活センター (0859-34-2765)
59)人権ひろば21 (鳥取市扇町21 電話0857-27-2010)	県民に対し、生涯を通じて主体的に人権について学習し人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供する	・敷地面積:875.56㎡ ・建築面積:650.47㎡ ・施設内容:人権ライブラリー、交流スペース ○使用料 無料	・休館日:年末年始、祝日 ・開館時間:午前9時～午後5時	・人権ライブラリー運営(図書、ビデオ等の貸出) ・交流スペース運営(イベント、研修等の開催) ・庁舎管理委託(清掃、警備、ゴミ収集、電気保安の業務)	鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:(社)鳥取県人権文化センター (指定期間:H21.4.1～H26.3.31) ・職員数:8人(うち正職員2人)	○経費:10,775 ・人件費:3,147 ・管理費:3,384 ・事業費:4,244 (人件費は窓口専任のみ)	総務部人権局人権・同和対策課 (0857-26-7590)
60)大山駐車場 (西伯郡大山町大山、大山町赤松 電話0859-52-2502)	国立公園大山地内の利便性を高め、県民が大山の自然並びに歴史及び文化に親しむ機会を増大させ、もって自然を大切にすることを旨とするとともに、大山の観光振興に寄与する。	・駐車場名・面積 大山国立公園駐車場(大山博労座第1から第5駐車場)・16,552.89㎡ 大山屋内駐車場(大山立体駐車場1階及び2階)・7,640.59㎡ 大山隠岐国立公園上楨原駐車場(大山楨原駐車場第1から第3駐車場)・35,151㎡	・休場日 大山国立公園駐車場 年中無休 その他の駐車場 4月1日～12月23日 ・利用時間 午前0時～翌日の午前0時	・施設設備の維持管理 ・施設の利用許可、利用料金の徴収 ・利用者へのサービス提供	鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例	・指定管理者:大山町観光協会大山観光局 (指定期間:H21.4.1～H24.3.31) ・職員数:5名	○経費44,500 ・人件費:12,300 ・管理費:25,431 ・県への納付金:7,120 県からの委託料などの支出はない。	西部総合事務所県民局大山中海振興課(0859-31-9629)
61)鳥取空港 (鳥取市賀露町及び湖山町 電話0857-28-1150)	航空運送を確保するため。	・敷地面積:107.3ha ・施設内容:着陸帯:2,120m(c級)、滑走路:2,000m、誘導路、エプロン、国際会館 ○着陸料、停留料、使用料あり	・年中無休 ・空港運用時間:午前7時～午後9時30分 ・国際会館開館時間:午前8時～午後6時	・空港管理事務 ・航空照明及び電気設備維持管理委託 ・空港警備、除雪業務委託 ・国際会館管理事務	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例	直営 ・職員数:16人(うち正職員9人)	○経費: ・人件費:87,249 ・管理費:262,253	県土整備部空港港湾課 (0857-26-7348)
62)国際交流センター (鳥取市湖山町西4丁目110-5 電話0857-31-5951)	県民が広く利用できる国際交流の場として設置	・施設面積:150.7㎡ ・施設内容:交流サロン、相談室、研修室、図書資料室 ○使用料 無料	・休館日:祝日、12月29日～翌年1月3日 ・開館時間:午前9時～午後6時	・国際交流に関する情報の収集及び提供 ・県内に在住する外国人の生活相談 ・県民の国際交流に関する相談 ・県民と外国人との国際交流の機会の提供等	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例	直営 (業務委託、ほかに正職員が他の業務と兼務し対応)	○経費:13,535 ・管理費:13,535 (正職員の人件費は除く)	県土整備部空港港湾課 (0857-26-7348)

## 県の公の施設の概要

[平成22年7月1日] (単位:千円)

施設名等 (所在地・電話)	設置目的	施設概要	休館日及び 開館時間	業務概要	根拠条例	現行の管理団体・組織 体制	管理経費(支出ベース) (H22当初予算額)	所管部局・ 課名(電話)
63)鳥取港ポート パーク (鳥取市港町及 び賀露町 電話0857-28- 2432)	小型船舶を適正に收容 するために設置	・施設内容:收容能力436隻 (水域254隻、陸域182 隻)、駐車場、トイレ ○使用料あり	・年中無休 ・事務所開場時間:午前8時30 分~午後5時15分	・施設運営全般	鳥取県港湾管理条 例	直営 ・職員数:1人(ほかに正 職員6名が他の業務と 兼務し対応)	○経費:6,169 ・人件費:2,422 (正職員の人件費は除 く) ・管理費:3,747	県土整備部 空港港湾課 (0857-26- 7348)
64)境港水産物 地方卸売市場 (境港市昭和町9 -7 電話0859-42- 3167)	水産物の卸売等を行な わせる施設として設置	・上屋面積:22,241㎡ ・施設内容:上屋8棟、みさき 会館 ○使用料あり	・休場日:原則として日曜日、1月 1日~3日、8月14日~16日。 ・開場時間:午前4時~午後7時	・市場の開設、運営、施設の 維持、補修 ・施設利用料の徴収 ・施設の監視(監視員) ・市場施設及び庁舎(管理セ ンター)の清掃委託	鳥取県営境港水産 物地方卸売市場の 設置等に関する条 例	指定管理者:境港水産 物市場管理(株) (指定期間:H21.4.1 ~H26.3.31) ・職員数:10人	○経費:132,741 ・人件費:34,282 ・管理費:98,459	農林水産部 水産振興局 水産課 (0857-26- 7309)
65)天神川流域 下水道 (東伯郡湯梨浜 町はわい長瀬1 517 電話0858-35- 4423)	天神川や東郷池などの 公共水域の水質を保全 し、公衆衛生の向上を 図る。	・管渠延長:28.6km ・天神浄化センター(終末処 理場:管理棟、水処理棟、汚 泥処理棟、汚泥焼却炉)日処 理能力32,000トン ○使用料...流入量により 市町村負担金として県が 徴収 ○処理区域 倉吉市、三朝町、北栄町、 湯梨浜町	-	・施設の運転管理業務全般 ・水質調査等	天神川流域下水道 条例	・指定管理者:(財)鳥取 県天神川流域下水道公 社 ・職員数:9人(うち正職 員9人)	○経費:390,218 ・人件費:58,607 ・管理費:331,611	生活環境部 水・大気環境 課 (0857-26- 7400)
66)県営住宅(市 町管理代行)(3 市・9町)	住宅を整備し、住宅に 困窮する低所得者に賃 貸する。	・施設内容:48団地、220 棟、649戸 ○家賃あり	-	・入居決定、入居承継承認等 の入居管理業務(家賃決定 等に関する事務を除く)、施設 管理業務及び家賃等の徴収 業務 ・住戸内や共用部分の通常 管理は入居者であるがそれ 以外は県又は市町が実施。	鳥取県営住宅の設 置及び管理に関す る条例	・管理代行:鳥取市外1 1市町 ・職員数:県16人(うち 兼務正職員16人)、各 市町:1名程度	○経費:24,291 (管理代行事務を行う ために必要な管理事務 費、修繕費を計上。)	生活環境部く らしの安心局 住宅政策課 (0857-26- 7411)
67)県営住宅(鳥 取県住宅供給公 社管理代行) (鳥取市・倉吉 市・米子市・境港 市)	住宅を整備し、住宅に 困窮する低所得者に賃 貸する。	・施設内容:63団地、266棟 、3,416戸 ○家賃あり	-	・入居決定、入居承継承認等 の入居管理業務(家賃決定 等に関する業務及び家賃徴 収事務を除く)及び施設管理 業務 ・住戸内や共用部分の通常 管理は入居者であるがそれ 以外は県又は公社が実施。	鳥取県営住宅の設 置及び管理に関す る条例	・職員数:30人(うち兼 務正職員10人、専任正 職員6人、専任非常勤 職員6名)・鳥取県住宅 供給公社:8人	○経費:599,561 ・人件費:28,672 ・管理費:390,100 ・公社経費:180,789	生活環境部く らしの安心局 住宅政策課 (0857-26- 7411)
68)特別県営住 宅 (鳥取市・倉吉 市・米子市)	住宅を整備し、公営住 宅法の所得水準を超え るものの比較的低水準 の所得者向けに賃貸す る。(現在入居者の募 集は実施していない)	・施設内容:5団地、8棟、14 7戸 ○家賃あり	-	・入居管理から施設管理 ・住戸内や共用部分の通常 管理は入居者であるがそれ 以外は県が実施。 ・事実行為(消防設備点検 等)の委託	鳥取県特別県営住 宅の設置及び管理 に関する条例	直営 ・職員数:※県営住宅 (鳥取県住宅供給公社 管理代行)に含む	○経費:※県営住宅 (鳥取県住宅供給公社 管理代行)に含む	生活環境部く らしの安心局 住宅政策課 (0857-26- 7411)

(注)・県の公の施設のうち、県立学校、河川、道路等を除いたものを一覧としている。  
・各施設の管理経費欄の額は、管理主体が管理運営に要する経費(支出ベース)を計上。  
なお、施設の管理業務以外の業務を兼務している職員等の人件費については計上していない(各施設の管理経費欄に説明を記載)。